

高座清掃施設組合議会会議録

令和6年第2回臨時会

令和6年12月19日

議 事 日 程

令和6年12月19日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	議案第7号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
5	議案第8号	令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

令和6年12月19日（木）午後2時45分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

熊切和人 議員	笠間功治 議員
石井麻理 議員	天笠哲史 議員
畑井陽子 議員	古市正 議員
守谷浩一 議員	松橋淳郎 議員
京免康彦 議員	加藤学 議員
戸澤幸雄 議員	倉橋正美 議員
宇田川希 議員	鈴木さよ子 議員
大塚真樹 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程4 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程5 議案第8号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

4 説明のため出席した者 13名

組合長 内野 優	副組合長 佐藤 弥斗
副組合長 橘川 佳彦	事務局長 松本 友樹
次長兼施設課長 小川 隆太	会計管理者 鶴間 由美子
参事 平本 和彦	参事兼総務課長 菊地 康之
周辺整備担当課長 武石 昌明	総務課主幹 鈴木 茂

総務課主幹 杉 田 徹 施設課主幹 鴨志田 克 巳
施設課主幹 古 郡 哲 也

5 出席した事務局職員 6名

総務課主査 丸 岡 太 総務課主査 山 田 健 太
総務課主査 神 部 晃 総務課主査 野 中 大 樹
施設課係長 植 田 哲 事務専門員 柳 田 信 英

6 傍聴者 13名

7 会議の状況 (午後2時45分 開会)

◎議長（熊切和人議員） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和6年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優） 令和6年第2回議会臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中、本臨時会にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、11月24日になりますが、今年で3回目となる高座SDGsフェスティバルを開催いたしました。今年も、プールやプラザを使った各種イベントに加え、本郷荘や、新たに本郷ふれあい公園も会場に加え、一体的に実施しました。特に三市の環境展示や、さらには海老名市消防の協力によるはしご車や起震車の体験には行列ができるほど、大変多くの方がお見えになって、にぎわいを見せ、喜ばしく思っているところでございます。今後も、様々なイベントを定期的に開催することで多くの方に足を運んでいただき、この本郷の地が三市市民の生活を支えていることを多くの方に認識していただくとともに、現在、工事を進めております本郷ふれあい公園（第二工区）や温浴施設の完成により、さらに活気あふれる

地域へと生まれ変わることを願っているところでございます。

工事期間中は近隣の皆様にご迷惑をおかけしますが、引き続き安全には十分配慮し、皆様のご期待にお応えできるような施設づくりをしてみたいと考えております。本日も、この温浴施設に対する要望や、いろいろございました。来年度予算が決まり次第、今後、実施計画が始まりますけれども、そういった部分を皆様のご意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っています。

さて、本日ご提案させていただく案件は議案2件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（熊切和人議員） 会議に先立ち報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、加藤学議員、鈴木さよ子議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてでございます。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番戸澤幸雄議員、12番倉橋正美議員、13番宇田川希議員、14番鈴木さよ子議員、15番大塚真樹議員。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 次に、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、

一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告を踏まえ、所要の改正を行いたいためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第8号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)でございます。今回の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,228万円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ44億7,626万1,000円とするものでございます。また、第2条では継続費の変更を、第3条では債務負担行為の変更を、第4条では地方債の変更を行うものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。一括説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

[組合長(内野 優)降壇]

◎議長(熊切和人議員) 組合長の説明が終わりました。それでは、日程第4 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(松本友樹) それでは、日程第4 議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、条例第21条の改正では、職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、同条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を「100分の122.5」から0.05月引き上げて「100分の127.5」に改めたいものでございます。

また、同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率

を「100分の68.75」から「100分の71.25」に改めたいものでございます。

条例第22条第2項の改正は、職員の勤勉手当の支給率を引き上げるもので、同条第1項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率を「100分の102.5」から「100分の107.5」に改め、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を「100分の48.75」から「100分の51.25」に改めたいものでございます。また、給料表を定めた別表第1を議案書の3ページから8ページまでに記載のとおり改めたいものでございます。

続きまして、議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、6月期及び12月期における期末手当の支給率を平準化するもので、第21条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を6月期、12月期ともに「100分の125」に改め、同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を6月期、12月期ともに「100分の70」に改めたいものでございます。

また、条例第22条第2項の改正は、6月期、12月期における勤勉手当の支給率を平準化するもので、同項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期ともに「100分の107.5」から「100分の105」に改め、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期ともに「100分の51.25」から「100分の50」に改めたいものでございます。これによりまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末・勤勉手当の年額の支給率を4.5月から0.1月引上げ、4.6月とし、定年前再任用短時間勤務職員のつきましては、2.35月から0.05月引上げ、2.4月といたしたいものでございます。

第3条は、任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第7条第1項の改正は、特定任期付職員の給与について、同項の給料表を議案書の9ページに記載の表のとおり改めたいものでございます。

また、条例第8条第2項の改正は、字句の修正と特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、「100分の170」を「100分の175」に改めたいものでございます。これによりまして、特定任期付職員の期末手当について年間0.05月引上げ、3.4月から3.45月といたしたいものでございます。

第4条は、令和7年度以降の特定任期付職員について、期末手当に加え勤勉手

当を支給したいもので、第8条の改正により、特定任期付職員にも勤勉手当を支給対象とし、それに伴い、条例第7条第3項、第4項及び第8条第2項から特定任期付業務手当の支給する規定を削除したいものでございます。

また、併せまして、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期ともに「100分の95」に改め、新たに支給する勤勉手当の支給率を6月期、12月期ともに「100分の87.5」といたしたいものでございます。

附則となりますが、施行期日を、この条例の第1条及び第3条の規定は公布の日からとし、また、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日からといたしたいものでございます。

なお、第1条及び第3条の期末・勤勉手当の改正は12月1日から適用し、給料表の改正につきましては4月1日から適用したいものでございます。

また、参考資料としまして概要及び新旧対照表を添付しましたので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第7号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第8号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、議案第8号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額とその主な内容についてご説明申し上げます。

4款県支出金1項県補助金1,022万7,000円の減は、第二清掃処理場等解体撤去工事及び第二清掃処理場等解体撤去工事の施工監理業務委託の事業費減額に伴い、特定財源の変更を行うものでございます。

6款繰越金1項繰越金7,585万5,000円の増は、令和5年度決算に基づく繰越金でございます。

8款組合債1項組合債5,640万円の減は、第二清掃処理場等解体撤去工事及び第二清掃処理場等解体撤去工事の施工監理業務委託の事業費減額に伴い、特定財源の変更を行うものでございます。歳入合計でございますが、922万8,000円の増でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。こちら各款項の補正額とその主な内容についてご説明申し上げます。

2款総務費1項総務管理費713万3,000円の減は、総務課職員の人件費につきまして、人事院勧告に基づく給料表の改定等による増、児童手当の制度変更による増などもございましたが、総務課職員の退職及び休職等があったため、全体で減額になったものでございます。

4款衛生費1項清掃費は7,822万1,000円の減は、施設課職員の人件費につきまして、自己都合退職等による減、また、第二清掃処理場等解体撤去工事費の減によるものでございます。

9款予備費1項予備費は9,458万2,000円の増でございます。歳出合計でございますが、922万8,000円の増となっております。

次に4ページ、第2表 継続費補正、1、変更でございます。これは、第二清掃処理場等解体撤去工事におきまして、工事期間を令和5年度から令和7年度までの3か年の継続計画で進めておりましたが、工事を進めている中で、新たに石綿建材の含有が確認され、その除去に1年2か月の期間を要すること、また、関係機関との協議に日数を要することから、3か年の計画期間を4か年の計画期間に変更するものでございます。このことにより、継続費の総額に変更はございませんが、令和6年度以降の年割額を記載のとおり変更するものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正、1、変更でございます。これは、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事施工監理業務委託におきまして、この業務の対象となる公園整備工事費の増額と、本業務に係る人件費及び物価等の上昇が見込まれることから、債務負担行為の限度額を1,859万円から2,006万4,000円に変更するものでございます。

次に、第4表 地方債補正、1、変更でございます。これは、第2表 継続費補正に伴いまして令和6年度の年割額が減額になったことから、その財源の一部となる地方債につきましても、限度額を5億5,120万円から4億9,480万円に変更するものでございます。

なお、5ページから15ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、16ページから19ページまでは補正予算給与費明細書になっておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げて、説明とさせていただきます。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方、いらっしゃいますか。鈴木さよ子議員。

◎（鈴木さよ子議員） では、4ページの継続費補正のところで、年割額を変更するということが今ご説明がありました。年単位の延長で、それはアスベストの処理との関係ということでしたが、その処理についてももう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

◎議長（熊切和人議員） 参事。

◎参事（平本和彦） このたびの補正で上げております継続費補正でございます。期間につきましては、現在の契約が令和7年7月31日までとなっております。

が、先ほど次長のほうからの説明のとおり、石綿含有建材、アスベストが新たに見つかったことから工事の期間が延びるということで、今回、3か年を4か年とさせていただくものでございます。

その石綿含有建材でございますけれども、主に建屋内にございました配管の保温材に使われておりましたケイカル2種材でございます。これが規模としまして約1,000mの長さで見つかりました。そういったことから撤去、除去の工事が非常にかかるということで延びているところでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 鈴木さよ子議員。

◎（鈴木さよ子議員） ありがとうございます。1,000mの配管保温材ということですが、どのように撤去することになるんですか。

◎議長（熊切和人議員） 参事。

◎参事（平本和彦） 含まれているアスベスト含有建材のレベルがレベル2というところで、飛散性のあるアスベスト含有建材でございます。ですから、いわゆる飛散しないように、部材を手作業で処理するビニールでくるんで、そして外していくという作業になります。ですから、俗に言う解体の工事で機械で壊すことができないということがございますので、どうしても結果として時間がかかってしまうところでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 鈴木さよ子議員。

◎（鈴木さよ子議員） よく分かりました。ありがとうございます。時間が大分かかるということですが、住民のために安全な撤去をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎議長（熊切和人議員） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） 歳出の12ページ、13ページのところですが、まず清掃総務費で、施設課職員の自己都合退職との話なんですけれども、この補正額は何月退職で何か月分なのか伺ひます。メンタルヘルスとかパワハラなどが懸念されますが、そういったことがあったのか伺ひます。

それから、同じページの塵芥処理費のほうですが、第二清掃処理場等解体撤去の工事請負費で6,353万6,000円が減額補正されておりますけれども、この理由について伺ひます。

◎議長（熊切和人議員） 参事兼総務課長。

◎参事兼総務課長（菊地康之） 私のほうからは、自己都合退職に係る補正額についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、令和6年1月に職員1名が退職したことにより、今年度の予算に計上しておりました1年分の給与等を減額するものでございます。こちらの自己都合退職につきまして、特にパワハラがあったような実態はございませんでした。また、本人からメンタルヘルス等不調を訴えるような報告等もございませんでした。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 参事。

◎参事（平本和彦） それでは、2点目の第二清掃処理場等解体撤去工事の令和6年度の工事費の減額でございます。これにつきましては、先ほども御質問いただいたように、全体的に工程が、今、遅れているところでございます。3か年だったのが4か年という形で遅れておまして、当初予定しておりました令和6年度分の工事の出来高が上がらなかった関係で、今回、減額補正するものでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ありがとうございます。清掃総務費は分かりました。

塵芥処理費のほうなんですけれども、工期の遅れの理由の中で、先ほどのやり取りでアスベスト、石綿含有建材のことはありましたが、関係機関との調整という話はざっくりとしかなかったですけれども、そこについてはどういうことなのかというのを伺いたいと思います。

◎議長（熊切和人議員） 参事。

◎参事（平本和彦） 遅れの理由のもう一つの理由で関係機関の調整ということで御説明させていただいたわけですが、この件につきましては、実は第二清掃処理場の解体が、いわゆる3,000㎡以上の形質変更該当いたします。そうなりますと、土壤汚染対策法に基づいた形質変更の届出が必要になります。その届出の際に、これは神奈川県が監督官庁で届出する機関なんですけれども、地歴調査報告書というのを添付いたしました。その中で、第二清掃処理場ができる前の土地利用について、神奈川県の方から指摘を受けたところでございます。あと、土壤汚染のおそれの考え方の違いというのが県の方から指摘を受けまして、そういったことから、土壤についての追加調査を実施しなければなら

なくなりまして、そういったことよっての遅れというところでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第8号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後3時10分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和6年12月19日

高座清掃施設組合議会議長 熊 切 和 人

高座清掃施設組合議会署名議員 加 藤 学

高座清掃施設組合議会署名議員 鈴 木 さよ子